

平成24年3月高浜市議会定例会会議録（第3号）

日 時 平成24年3月7日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 鷲見宗重議員 (1) 教育行政について
2. 内藤とし子議員 (1) T P P（環太平洋経済連携協定）が及ぼす市への影響と市長の見解は
(2) 福祉と健康でまちづくりについて
(3) 子育て支援について
3. 小嶋克文議員 (1) 交通安全行政について問う
(2) 教育行政について問う

出席議員

| | | | |
|-----|------|-----|--------|
| 1番 | 磯田義弘 | 2番 | 黒川美克 |
| 3番 | 柳沢英希 | 4番 | 浅岡保夫 |
| 5番 | 柴田耕一 | 6番 | 幸前信雄 |
| 7番 | 杉浦辰夫 | 8番 | 杉浦敏和 |
| 9番 | 北川広人 | 10番 | 鈴木勝彦 |
| 11番 | 鷲見宗重 | 12番 | 内藤とし子 |
| 13番 | 磯貝正隆 | 14番 | 内藤皓嗣 |
| 15番 | 小嶋克文 | 16番 | 小野田由紀子 |

欠席議員

なし

説明のため出席した者

| | | | |
|------|------|------|------|
| 市 | 長 | 吉岡初浩 | |
| 副 | 市 | 長 | 杉浦幸七 |
| 教 | 育 | 長 | 岸上善徳 |
| 経営戦略 | グループ | リーダー | 深谷直弘 |

| | |
|---------------|-------|
| 地域協働部長 | 加藤元久 |
| 地域政策グループリーダー | 岡島正明 |
| 市民総合窓口センター長 | 新美龍二 |
| 市民窓口グループリーダー | 木村忠好 |
| 市民生活グループリーダー | 芝田啓二 |
| 収納グループリーダー | 内藤克己 |
| 福祉部長 | 神谷美百合 |
| 地域福祉グループリーダー | 杉浦崇臣 |
| 介護保険グループリーダー | 篠田彰 |
| 保健福祉グループリーダー | 加藤一志 |
| 保健福祉グループ主幹 | 磯村和志 |
| こども未来部長 | 神谷坂敏 |
| こども育成グループリーダー | 大岡英城 |
| こども育成グループ主幹 | 磯村順司 |
| 都市政策部長 | 小笠原修 |
| 都市整備グループリーダー | 平山昌秋 |
| 都市整備グループ主幹 | 杉浦嘉彦 |
| 上下水道グループリーダー | 竹内定 |
| 地域産業グループリーダー | 神谷晴之 |
| 行政管理部長 | 大竹利彰 |
| 人事グループリーダー | 鈴木信之 |
| 人事グループ主幹 | 山下浩二 |
| 行政契約グループリーダー | 内田徹 |
| 学校経営グループリーダー | 中村孝徳 |
| 学校経営グループ主幹 | 梅田稔 |

職務のため出席した議会事務局職員

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 松井敏行 |
| 主査 | 杉浦俊彦 |

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。

よって、これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 一般質問を行います。

11番、鷺見宗重議員。一つ、教育行政について。以上、1問についての質問を許します。

11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 皆さん、おはようございます。

日本共産党を代表して、教育行政についての一般質問を行います。

高浜市基本構想の中で、幼・保、小、中一貫教育について述べられています。高浜市における幼・保、小、中一貫教育について質問します。

私も子育て真っ最中の世代です。市民の皆さんも、子供はだれでも健やかに育てほしい、社会に出ていけるように、また正義感を持った人になってほしいなど、さまざまな思いを持っておられます。

教育基本法第16条に規定されていますが、第1項では、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律に定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行わなければならない。」。3項は、「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。」。4項は、「国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。」としています。そこでお聞きします。

策定された教育基本構想の中に、高浜市のよさを幼児・児童・生徒たちが感じながら、心豊かに成長・発展するために、12年間の学びを踏まえた幼・保、小、中一貫教育を創造しますとしています。何をもちて幼・保、小、中一貫教育というのか、教育長の見解をお示してください。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（岸上善徳） それでは、高浜市の考える幼・保、小、中一貫教育とは何かということに對しましてお答えをさせていただきます。

この一貫教育には、本市の各園、小・中学校の教職員が一体になることが最も大切な要素だというふうに考えております。

昨日の4番議員の答弁でも申し上げておりますけれども、平成14年度から取り組んでおります学校評価事業は、高浜に新しい息吹を吹き込んだものだというふうに思っております。それまで比較的閉鎖的であった学校の体質を変え、開かれた学校にするため、地域に信頼される教育風土づくりに最大限の努力をする中で、教師力の向上に取り組んできました。

本市の特徴でもあります2つの中学校、5小学校というスモールスケールメリットを生かした多くの成果を得ることができました。地域と学校が協働して子供を育てるという意識が、高浜では高まってきたというふうに強く感じをいたしております。

そして、今後の10年間を見据えて、本年度、教育基本構想を策定することができました。本市における教育行政と学校運営の計画的な執行を担保するものでございまして、生涯学習分野と連携しながら、地域とともに子供を育てる学校教育を目指してまいりたいというふうに考えております。そのためには、各園や学校の教職員の意識を同じ方向に持っていく必要があります。市内の各園、小・中学校の教職員が、目指す子供の姿を共有して、協働して体系的、組織的な教育を実現することが最も求められておるといふ、そうした背景から、それに対応する姿として描いたのが幼・保、小、中一貫教育であるというふうに考えておる次第であります。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ありがとうございます。

幼・保、小、中一貫教育のモデルにしようとしている自治体はありますか。あったらお示してください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 先ほど申しましたように、モデルというのは持っていませんけれども、今までやってきた高浜市の8年間の学校評価事業から発展していくものというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 独自にとのことですね。

では、なぜ、幼・保、小、中一貫教育を目指していくのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 先ほどもちょっとありましたけれども、今まで学校評価事業をやってきました、特に12年間の学びの連続性とか、幼稚園・保育園から小学校に上がる時、それか

ら中学校に小6から上がるとき、この辺の学習環境の変化というんですかね。によってあらわれる、一般的に言われますのが小1プロブレムとか中1ギャップ、この発生をこの12年間の学びの連続性を図るために防ぎたいという考えがあります。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 今、小1プロブレムや中1ギャップに対応するためというふうに聞こえてきましたけれども、どういうものがあるのかお答えしていただきたいんですけれども、具体的に。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） この問題は、御承知のように教育環境の切れ目、これによって発生しておるというふうに思っております。特に幼稚園とか保育園などでは、比較的子供たちの自発的な活動としての「遊び」、これが重視されています。これに対して小学校では、教員による教科の学習、これが中心となって、時間割どおりに授業が行われていきます。この小学校の入学直後、この違いに戸惑う子供、これまでも少なくはありませんでしたけれども、特に最近では、いつまでも小学校のやり方になじめないという子供がふえており、例えば教員の話が聞かなかつたり、ひどい場合だと、授業中に勝手に歩き回ったりとか、そういったことで長期間にわたって授業が成立していかない、こういったケースが増加しています。これがいわゆる「小1プロブレム」と呼ばれるものです。

本市においても、小学校に入学して間もなく、落ち着いて授業中座っていることができない、そういった児童が存在しています。この在籍学級については、スクールサポーターという先生をつけてまして生活支援を行っています。

また、逆に「中1ギャップ」というのは、これも中学校になった途端に、生活とか学習の変化、こういったものに適応ができず、不登校だとかいじめとか、そういったものが増加すると、こういった現象のことです。

本市におきましても、中1の不登校の数、それから小6の不登校の数を比較しますと、中1のほうが約1.5倍ぐらいになっております。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 実際には何件ぐらいあったかというのはつかんでみえますか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 今現在、本年度、平成23年度でありますけれども、小学校6年生の不登校の数が11、中学校1年生の数が17というふうにつかんでおります。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 少なくないようには見えますけれども、この間の予算の関係で資料いただいたんですけれども、不登校の推移を書いたものなんですけれども、それによりますと、中学校3年生のほうが不登校が多いように数字的には見えておるんですけれども、そういう点ではいかが

でしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 毎年、傾向的には、中1、中2、中3と上がっていくほど数がふえてきます。これはやはりいろいろな面で、進路も含めまして、中学校での学習についていけないとか、友達関係だとか、家庭でのいろいろなトラブルだとか、そういったことが中心になっていきますけれども、傾向的にはおっしゃるとおり3年生のほうがだんだんと多くなっていきます。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） それでは、教育基本構想の中に、プロジェクトチームを立ち上げ、各学年で系統制を持った指導ができるように、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のカリキュラムを作成しますというふうに書いてあります。カリキュラムはどのような目標を定められているのかお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 今考えているのは、高浜カリキュラムというのを考えていますけれども、特にことし準備委員会というのを立ち上げまして、来年度から高浜カリキュラム策定委員会というものを立ち上げていきます。

この中で特に中心の柱になるのが、小学校の生活科、それから小学校3年生以上の総合的な学習の時間、これを中学校と連携しながら、関連性のある総合的な学習の時間をどういう形で計画していくかということを中心に検討してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） この教育基本構想の中に、カリキュラムは、高浜版指導法によるというふうに書いてありますけれども、どういうふうに決めるのか教えていただきたいんですけども。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 先ほど申しましたように、中心になるのが、教科というよりも、生活科と、それから総合的な学習の時間、こちらのほうを中心に、子供たちが地域との関連性を持ちながら、高浜を今後、生活していく中で、どういったことを学習していくかということを中心に計画を立てていきたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 基本構想の中に、教育センターを設置するというふうに、きのうの、ダブリますけれども、幼・保、小・中学校とのかかわりはどうなりますか。どういうふうに考えているのかお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 教育センターと幼・保、小・中とのかかわりということですが、さきにお示しをしておりますけれども、この構想を10年間で確実に

に実現するためには、具体的な取り組みを示したアクションプランということが必要になってきております。

昨日の答弁の中にも入ってございましたけれども、現在、このアクションプランを作成して、10年間で50の事業を進めていくということを考えております。これらの事業は、今後、学校教育のみならず、生涯学習とか、それから福祉分野、この部門と密接な連携をとっていく必要があると考えております。これらと広く連携を図りながら、確実に構想を実現していくためには、この教育センターグループを設置し、専任職員を中心にして進めていきたい、こんなふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ちょっとわかったようなわからんようなというのは、学校とのかかわりですので、進めるだけのものなのか、ちょっとわかりにくかったんですけども、もう一度お願いします。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 教育センターと学校とのかかわりという面では、教育センターを中心にして、その下に、先ほど申しましたような高浜カリキュラムだとか、それから授業研究をやる部門だとか、いろいろなこの組織が下にあるわけですけども、その組織の中に、それぞれの学校、または幼稚園・保育園等の先生たちをその組織の中に入れながら、例えば高浜カリキュラムの場合だと、幼稚園・保育園と小学校との連携の部分だとか、一番最初に出てきた中学校と小学校との連携の部分だとか、そういったことをいかにスムーズに連携していくかということを検討していきますので、そういった部分で先生方との連携を持ちながら、構想が確実に進んでいくような、そんな取り組みをイメージしております。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） でも、三鷹市の教員アンケートでは、何事も起こらない、三鷹市は小・中一貫でやっている市なんですけれども、アンケートでは、何事も知らないうちに決まっている。現場の声が聞き入れられていないなど、実際にあらわれておるんですね。教育センターのあり方は、方針を伝えるだけであってはならないというふうに考えます。

今でも十分ではないかというふうに考えますけれども、教育センターの設置に当たり、もっと現場の声を聞くということが必要じゃないかというふうに考えますので、その点をお伺いしたいなと思うんですけども。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（岸上善徳） この教育センターグループの設置に関しましては、それぞれ各校の校長を初めとして、何度も何度も策定委員等を通じて、その意識普及を図ってきたと思っています。したがって、今の御指摘というものは、私どもにとりましてはいかかなものかという感触を

持っておりますことを申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 失礼しました。では、そういうことも見ていきたいなというふうに考えています。

全日本教職員組合の講演の中での感想であります。小中一貫教育を目指す方向は、子供にとってよりよいものとは考えられない。品川区では、一貫と連携とではどうかということであるが、そこに新しい権利的土台はなく、マニュアルをつくって管理しているにすぎない。学び直しカリキュラムであり、高校進学のための受験教育である。教育指導も中学の内容がおりてきている。小学校の積み上げられてきた教育実践が失われてきている。したがって、初等教育の本質的原理を明確にし、小中一貫教育のカリキュラムを検証していく必要がある。初等教育と中等教育は、原理的に違いがあると言う人もみえます。

また、小1プロブレムや中1ギャップは、現場の先生に聞けば、今でも教員の力で何とか克服しています。さらに、小1プロブレムや中1ギャップを教員と生徒、家庭で乗り越えることによって、教員の力量を高めていけるし、児童・生徒にとって、自分自身に自信が持てるようになる。家庭では、我が子の成長が肌で感じられると聞いています。

幼・保、小、中一貫教育は、確立された手法でないのと、教育の現場の混乱を招くおそれなどから、進むべきものではないと私どもは考えます。教育現場の声をよく聞いて、最良の方向を検討していただくよう要望します。

次に、学校給食について質問します。

教育基本構想に食育という言葉はありませんが、食育に対する考え方はどのように考えますか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 食育につきましては、こんな考え方を持っております。特に食育は、非常に大切な分野であると考えております。子供たちを初めすべての人々が心身の健康を確保して、生涯にわたっていきいきと暮らす、こういったことができるようにする。そのためには、何よりもこの食が重要であるというふうに考えております。

最近では、この人々の食生活をめぐる環境が大きく変化して、その影響が顕在化しています。例えば栄養の偏りだとか、不規則な食事、それから肥満や生活習慣病の増加、また伝統的な食文化の危機、食の安全等、さまざまな問題が生じています。このような問題を解決するキーワードが食育ということでもあります。

学校では、この食に関する指導としまして、学級活動の時間とか、それから給食の時間、これらの時間を使いまして、食事と体の関連だとか、食事の楽しさ、こういったことに関すること。さらに、望ましい栄養とか食事のとり方、こういったことを理解し、みずから管理できる能力を

育てると、こういった指導をしています。

また、こども食育マスコットキャラクターの「かわら食人 カワラッキー」、これを中心にして、幼稚園・保育園、それから小学校、中学校、高等学校、または地域の事業者、団体等と協力をしまして、食育を推進しています。

今後もさまざまな取り組みを通して、食に関する知識と、それから食を選択する力、こういったものを習得して、健康な食生活を実践することができるようにしていきたいと、そんな考えを持っております。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ありがとうございます。

次に、学校給食について伺います。

現在、自校方式で行われていて、これからも自校方式を続けると意思を示され、大変心強く感じます。こうしたもと、名古屋市では、包括外部監査で、給食費を公会計にしなければと指摘されるなど、給食費をめぐる運動が全国で起こってきています。我が市においても、給食無料化を求めて請願が出されるなど、市民の声が出てきています。そこでお聞きします。

給食費はなぜ公会計になっていないのかお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） 学校給食費の公会計化をということでございますが、この件につきましては、たびたび御質問いただいておりますけれども、学校給食費の会計処理方法ということでございますが、まず昭和32年、文部省の管理局長通知によりまして、現在まで私会計として実施いたしております。

また、最近では、共同調理施設、要は給食センターですね、こういったものを設置する市町村もふえてきておりまして、学校給食費として徴収する金額が多額となるということなどから、昭和39年、文部省体育局長通知によりまして、学校給食費を市町村の予算に計上して処理されることは差し支えないというふうな公会計としての見解も示されておるということでございます。

ということで、公会計によるか私会計によるかにつきましては、市町村の裁量にゆだねられておるということでございます。

また、当市におきましては、学校給食の適切な実施を確保するために、学校給食の会計監査員によりまして、現金出納簿でありますとか、預金通帳、納品書、請求書等の書類調査ですね、それに加えて聞き取り調査を行う会計監査のほうを定期的を実施しております。

したがって、学校給食会計の透明性、あるいは公平性というものは十分図られておりますので、私会計処理による支障はないというふうに考えておりますので、現在のところ学校給食費を公会計に移行する考えは持っておりません。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 会計監査というふうに言われましたよね。そういうことは公表されているのですか。市民のほうに公表されているかどうかちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） これにつきましては、予算のほうに会計監査員の謝礼ということでしっかり載せさせていただいております。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 中身ですよ、監査した中身を公表されているのかということをお聞きしたかったんですけども。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） 4月か5月に年度の会計監査報告書というのを学校のほうに監査委員さんのほうから出していただいております。あくまで私会計ですので、例えばPTA総会だとか、そういったところでお出ししているところにつきましては、これは学校の判断になりますので、現在お聞きしているのは高小と港小と高中では、PTA総会のほうで資料としてつけてお示ししていることを聞いております。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） わかりました。PTAを通して公表されているということですね。

では、ことしの4月から横浜市、埼玉県の川口市など、学校給食の公会計を移すと言っています。横浜市の場合も、名古屋市と同様に給食費が不透明と指摘されて、また未納問題はどかが責任を持つのか、そして私会計で法的手続を行う場合に、限界を感じて公会計に移行すると言っています。また、横浜市は、各学校で給食を調理する、高浜市と同じ自校方式を採用しています。高浜市の7校を合わせると、私の試算ではありますが、2億円ほどになります。決して安いものではないと思います。学校関係者でなく、広く市民に知ってもらうことも必要と考えます。そういうことで、もう一回り公表もすべきではないかというふうに考えます。

では、次にいきます。

長引く不況で市民が苦しんでいる状況のもとで、子育てに頑張っている保護者を応援できる学校給食無料化も必要ではないでしょうか。各地で、ゆっくりではありますが、学校給食の無料化は進んでいます。山口県和木町は、戦後から継続して無償給食を実施。北海道の三笠市は平成18年から、兵庫県相生市はことしの4月から無料化します。また、このほかに、埼玉県小鹿野町は、第2子以降の給食費無料化。群馬県の南牧村は、平成22年4月より公立校の給食費を無料化。和歌山県新宮市は、条件つきで給食費無料化をしています。保護者負担が子供1人当たり年間5万円程度減ることから見ても、市民に喜ばれる施策だと考えます。学校給食無料化をする考えはないかお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） 学校給食の無料化ということでございますが、この件につきまして、食費につきましては、一般的には個人の負担に帰すべきものでありまして、まとめて食材料を調達すること等の効果によりまして、個々で食事する場合に比べて経済的にかなり負担が軽減されていること、あるいは学校給食は個人の消費活動であるということ等の観点から、受益者負担の原則を踏まえまして、食材料に対する公費負担を実施する考えは現在のところ持っておりません。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 先ほども、学校でも栄養士の栄養教員や担任の先生から給食のことを話されるのであるならば、教育委員会は、食育も教育という観点が大変ではないでしょうか。そういう点はいかがでしょう。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（岸上善徳） 食育は教育の観点ということではありますが、そのとおりだと思っております。ただ、それが、じゃ、この学校給食の無料化に直結するかと言えば、そう考えておりません。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 少し残念な答えでしたけれども、子供が利益を受けるものという考えで進められているのか、ちょっとわかりませんが、少子化で子供を大切にされなければならないと私は思います。子供の食育を教育の団体で推進しているように聞こえてきますけれども、行政から支えてはいかなものかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（岸上善徳） さっきお答えをさせていただいておりますけれども、学校給食の無料化につきましては、端的に言えば、受益者負担の原則を踏まえた、そういう観点から公費負担を実施する考えはないと、こういうことありますので、それと先ほどの食育をある意味混同されると、ちょっと理解しがたいのかなという感じがいたします。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 引き続き論議していきたいと思っております。

では、学校給食運営について質問します。

現在、高浜市総合サービスが調理を委託されています。安心・安全な給食を提供されているか、市民の関心が寄せられています。当然ながら、飲食店より厳しい制約がされています。私は、学校給食についてもどのように運営されているのか質問します。

そこで、なぜ高浜市総合サービスに現在委託されているのか、理由をお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） 学校給食を総合サービスに委託している理由ということでございま

すが、御案内のとおり総合サービスというのは、行政サービスの補完団体として設立のほうがされまして、高浜市との連携のもとに、長年培ってきたノウハウを生かして良質なサービスを責任を持って遂行していただいております。

設立の趣旨は、行政サービスの補完団体のほか、地域社会の発展と市民福祉の向上への寄与ということでありまして、高齢者の再雇用だとか女性の社会進出など、地域雇用の創出に結びついておりまして、障がい者の雇用につきましても取り組んでおられるというところでございます。

給食の調理業務につきましては、高浜市内で入札参加資格申請を行っているのは、この総合サービスだけでございます。仮に市外業者を含む不特定多数のものとの競争原理にのみ基づきまして、毎年入札を行い、業者を決定することになりますと、総合サービスで働く労働者、これは大半が高浜市民の方でございますが、こういった方の雇用の確保、あるいは障がい者の働く場が毎年不安定な立場にさらされるおそれがあります。

高浜市総合サービスは、会社設立当初より給食調理業務のほうを委託しておりますけれども、これまでに市民及び保護者並びに現場である小・中学校からの苦情だとかトラブルもございません。児童・生徒等に安全・安心な給食を提供していただいております。

他業者の場合ですと、事業者がしばしば入れかわることで、サービスの継続性が保たれず、学校給食の質が低下するおそれがあるということでございますが、総合サービスの場合は、そういったことがない。

それから、毎年、保健所のほうによりまして食品衛生指導が各学校を回って巡回指導していただいておりますが、これには私どもとともに総合サービスの職員の方も出向いていただきまして、そこで指導された内容につきまして、環境面で改善を図っていただいております。

また、つけ加えますと、アレルギー除去食の研究と実践の積み重ねによりまして、平成21年度には高浜小学校のほうで、平成22年度からは高浜中学校でも給食室の一角にアレルギー食コーナーをこちらのほうに設置いたしまして、先進的にアレルギー食の調理を実施しているなど、他業者では見られない貢献をしているということで、総合サービスに委託をしておるということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷲見宗重議員。

○11番（鷲見宗重） では、献立から調理までの作業の流れをお聞きます。

まず、献立はどういう人が立てているのでしょうか、お聞きます。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） 献立のほうは、学校の栄養士が立てております。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷲見宗重議員。

○11番（鷲見宗重） 立てた献立をどのように調理員に伝え調理していますか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） あくまでも請負ということですので、学校の栄養士は、調理業務が始まる前、恐らく始まる前には、5分から10分程度打ち合わせのほうをしております。その前の週ぐらいに、次の週の給食の献立を全部見せまして、そこで綿密な打ち合わせをしておるといようなことを聞いております。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） では、調理員さんの出勤簿は、だれがつけているのか、わかる範囲でお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） 総合サービスのほうからは、各小・中学校に調理員さんを送っていただいておりますけれども、その調理員さんの中の責任者がみえますので、出勤簿自体は調理員さんがつけるんですけれども、確認のほうは、その調理員の責任者の方がやっております。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 私の考えというのは、調理員のリーダーと栄養教員の1対1の調整を行って、リーダーが調理の指導をすることになるというふうに理解できますけれども、そもそも調理師の資格を持っている栄養教員が調理を担当する人に直接指導するほうが合理的に考えますけれども、今まで問題は起こっていないというふうに聞いていますが、できることなら、直営で学校給食の事業を行ってほしいと考えています。教育委員会として行政に伝えていただきたいと要望します。

次に、体育授業の質問に移ります。

NHKの「クローズアップ現代」で2月6日に放送された「必修化は大丈夫か 多発する柔道事故」では、柔道の部活中の事故で中学1年生の子供が亡くなった事件を取り上げ、他の競技より死亡事故が断トツに多いことを明らかにしています。しかも、NHKでは、柔道事故の危険性は、最近になってわかったと文部省は言っています。しかし、取材を進めるうちに、こうした危険性を国は30年も前に把握していたということがわかってきましたと放送していました。

また、2月29日に中日新聞の報道で、知立市で中学校がすべて柔道を選択することをめぐり、知立市体育協会副会長が柔道を広めたいという気持ちはあるが、授業で必修にするというなら話は別。私が学校なら剣道を選択すると知立市議会の報告会で発言されています。

では、中学校指導要領はどうなっているのか調べてみましたが、保健体育の中で、武道の項目に、（1）として、「自己の能力に適した課題をもって次の運動を行い、その技能を身に付け、相手の動きに対応した攻防を展開して練習や試合ができるようにする。」。「伝統的な行動の仕方に留意して、互いに相手を尊重し、練習や試合ができるようにするとともに、勝敗に対して公

正な態度がとれるようにする。また、禁じ技を用いないなど安全に留意して練習や試合ができるようにする。」。もう一つは、「自己の能力に適した技を習得するための練習の仕方や試合の仕方を工夫することができるようにする。」。これをそのまま実行しようとすると、体育授業で柔道の試合までしなくてはなりません。市民は、NHKのタイトルそのまま、必修化は大丈夫かと疑問に思う人もいます。そこでお聞きします。

武道が必修化になった背景をお示してください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） この武道が必修化になった背景でありますけれども、近年ですが、子供たちの体力低下、それから若年層におけるモラルの低下、そういったものとか、少年犯罪が増加しているとか、いろいろな面で社会情勢の変化を受けて、平成18年12月15日に教育基本法、これが改正されました。その第2条の教育の目標というところに、「健やかな身体を養うこと」と、それから「伝統と文化を尊重する」、このことが定められました。この改正教育基本法を踏まえまして、平成20年3月28日に改訂されました今回の新学習指導要領、ここでは、1年生と2年生で「体づくり運動」、それから「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」、「ダンス」、「体育理論」といったこの8つの領域をすべて必修化するというので、特に3年生になりますと、「球技」とか「武道」、このまとまりから1領域以上を選択するという、1年生については、すべて必修化、そういうようなことになったということが背景にあります。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷲見宗重議員。

○11番（鷲見宗重） 我々は、教育基本法についていろいろ調べてみましたが、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うことと明記していますが、日本共産党は、愛国心とは、本来、国民一人一人の見識や社会の自主性にゆだねられるべき問題であり、特定の内容を押しつけることによって、国民の内心の自由の侵害につながりかねないと教育基本法の改訂に反対しました。

改悪された教育基本法を踏まえた、先ほども言われましたが、指導要領では、また中学体育の武道必修化は、条件整備が伴わず、特定の価値観の注入に悪用される危険もあり、いずれも拙速な導入はやめるべきと主張しています。これらの主張を踏まえてお聞きします。

学習指導要領では、武道は、剣道、相撲、柔道から選択することになっています。高中、南中とも柔道を選択したのはなぜなのかお示してください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） この両中学校とも柔道を選択した理由でございますけれども、昨日の答弁でもちょっと申し上げましたけれども、繰り返しになるかもしれませんが、本市はこの両中学校は、学習指導要領が新しくなる以前から、非常に長い間、体育の時間に柔道を取り入れてまいりました。南中だと、創立した当時ですけれども、その当時も北館のほうの普通教室に畳を

敷きまして、2クラスの男子を対象に授業を展開してまいりました。したがって、既に30年以上経過しておるわけですけれども、その間、大きなけがは発生はしていません。

この指導者の問題につきましても、愛知県が主催する武道の指導者講習会、こういったものに参加しまして、指導法の研修を積んでまいりました。

また、市独自でも高浜市の教育研究会という会があるんですけれども、そのうちの保健体育部会、これを中心にしまして、指導の伝達講習、こういったことを実施してまいりました。したがって、指導レベルは確保できておると思っております。

本市は、こういったような過去の実績から今までと同じように柔道、これを選択していきたいと、そういうふうを考えております。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 今までは男子だけだったんですか、女子もやっていたんですか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 10年前の現在の新指導要領のもう1個前の指導要領ですけど、それが変わる以前は男子のみやっていました。その後、10年間は、選択でありますけれども、男女共修ということで女子も参加しておりました。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 選択ということを言われましたね。今回は必修なので、女子も男子も一緒にやることになるのではないですか。場所はどういうふうになっているのかというのを聞いたかったんですけれども。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 授業の場所ということだと思いますけれども、授業をやるのは、今回は必修になりましたので、男女共修で同時に柔剣道場で行います。

前回の過去10年につきましては、武道については選択の領域に入っていましたので、男女共修ではなく、女子で柔道をやりたい子は選択をして、柔道を柔剣道場で授業を受けていたということとあります。

○議長（鈴木勝彦） 11番 鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） いずれにしても、けががないように授業を行っていただけるようお願いしておきます。

教育行政について聞いてきましたが、市民の皆さんも、教育基本構想が策定されたばかりということと、高浜小学校南校舎の老朽化が進み、耐用年数も60年の期限が8年後に迫っているということなので、これから市民の関心も高まると思います。

今後の教育行政は、第6次総合計画を進めるためだけでなく、子供のためという観点から、現場の

声を日常からよく聞くことが大切だと考えます。教育委員会としても、異論が生じた場合には、第6次総合計画の見直しを迫ることも必要だと感じます。

子供のための教育をお願いして、質問を終わります。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は11時5分。

午前10時54分休憩

午前11時5分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、内藤とし子議員。一つ、T P P（環太平洋経済連携協定）が及ぼす市への影響と市長の見解は。一つ、福祉と健康でまちづくりについて。一つ、子育て支援について。以上、3問についての質問を許します。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） お許しを得ましたので、通告してある3問について、日本共産党と働く市民を代表して質問いたします。

1つ目、T P P（環太平洋経済連携協定）が及ぼす市への影響と市長の見解はについて伺います。

T P Pとは、環太平洋経済連携協定、または環太平洋パートナーシップ協定とも言います。例外なく全品目の関税をゼロにし、完全な貿易自由化を目指す国際協定で、T P Pに加盟すると、安価な外国製品が大量に流入し、農産物を初め国内製品の生産が激減し、地域経済を崩壊させると言われています。農水省は、日本の食料自給率が40%から13%から14%に急落すると試算しています。加盟を強く求めているのは、関税ゼロで大もうけする自動車や電機などの輸出大企業と対アジア貿易の主導権を握ろうとしているアメリカで、野田内閣は大企業と米国に追随しています。

さきの11月開催のA P E Cの場で、野田首相はT P Pに日本が参加するための交渉に加わるということで進めてこられました。野田首相は、これまで歴代総理の中でただ一人総理大臣になって、早速大企業やアメリカの大統領に向けてあいさつをされました。

礼儀正しいということはよいことですが、総理大臣とは国民の総意を代表するもので、国民を臣民として、つまり家来として従えさせるというものではありません。

T P Pも消費税も年金も、国民にすべての情報を開示して、国民の中で論議を尽くして、その結論を持ってトップとしての決断をされるべきというのが民主国家の基本のもとであります。とりわけT P Pは、基本的には一切の貿易にかかる関税を廃止ということが前提ということは明らかです。その対象事業や内容は、農業、漁業、林業、食の安全、医療、介護、郵政、共済、

保険、公共事業等を含むとしておりまして、最近になって各種報道も農業対工業の問題ではないという指摘を始めてまいりました。しかし、いまだ少なくない国民は、この問題は国民の中で、立場の違いで利害が対立する問題として錯覚をしておられるのではないのでしょうか。私はそういうレベルの問題ではないと考えています。なぜなら農産物等の自給率の低下は、例えば最近、世界じゅうで異常気象が頻発しておりますが、農産物の収量が激減したときにも、国民のための食料を一定量、自国で確保できるようにすることは、今後の世界の急激な人口増に照らしてみても、必然の課題で国連もそういう指導をいたしております。

また、日本は中山間地が多く、その中山間地において国土の保全は、およそ農業や林業にゆだねられています。その大部分では、目に見えるような大きな収益は少なく感じられるかもしれませんが、国土の保全は大変重要な事業で、一たん災害が発生すると、巨額の投資が必要となります。

先般、たび重なる台風の襲来で、和歌山県などで土砂崩れが多発いたしました。その土砂崩れが発生した山は、およそ人工林で針葉樹が多く、雑木が茂っておらず、山の傾斜地に根をしっかりと張って山を支える機能や水を蓄える保水力が不十分で、せきどめダムがたくさんできてしまいました。こうしたものを修復するためにかかる経費と時間は膨大です。今でさえ採算の合わない山間地の保全、そして効率や価格で比べる必要のない事業であります。

次に、11月15日に発行された新聞は、T P P 協定に加わりますと、輸出産業では10年後に国民総生産が2兆7,000億円ふえると試算しております。要するに10年間で国民総生産が上がっていくというふうに書いています。

ところが、現在の国民総生産は約500兆円でありますから、10年後に2兆7,000億円ふえたとしても、そのパーセントは0.54%でしかありません。2兆7,000億円を今日の人口1億2,000万人で割り戻しますと、1人当たり25万円弱でしかありません。その増のうち、労働者に配分される分は何%でしょうか。いずれにしても、大したことにはなりません。しかも、10年後にはとあるところがみそでして、今、諸外国で自動車生産などを行っているところでは、輸出の効果が出てこないということではないかと思われまます。

このような立場に立って、利害が対立するという評価は不正確で、国民にT P P の及ぼす影響をきちんと開示することが何よりも重要であると考えます。最近になりまして、医療でも保険でも公共事業でも食品の安全性でも、重大な変更が予測され始めました。

T P P の21分野の一つに金融サービスがあります。外国資本も、国内で区別なく事業を進められるようにルールを組めるもので、日本の共済の存在が危ぶまれています。

長く議員をおやりの方は、何年か前に、小さい共済の組織が結局廃止に追い込まれる制度改正があったことは御記憶にあると思います。アメリカと自由貿易を結んだ韓国では、農協や漁協の共済が保険会社と同じルール、同じ監督官庁のもとに置かれようとしています。共済は、協同組

合を母体としたJA、生協などと非営利で運営をしています。また、PTAの安全互助会や障がい者、登山家、医師、商工団体などさまざまな団体が営業や生活を守るために運営をされる自主共済もあります。こうした共済も、2005年4月の保険業法改正によって、すべての共済が保険業として規制されることになり、多くが解散に追いやられました。保険業は、共済と違い、不特定多数の人から掛け金を集める営利企業です。TPP協定に加われば、共済は保険に取ってかわられる危険性は否めません。

民主党の前原氏は、国民総生産のたった1.5%でしかない農業のために、国民総生産の98.5%を占める部分に損害を与えることはあってはならないと発言していますが、それは全く木を見て森を見ずというものであると考えます。

それでは、質問に移ります。

各種マスコミ等の世論調査でも、圧倒的多数の国民がTPPの情報開示は十分でないと答えています。ちなみに、中日新聞では、8割以上がこの情報開示が十分でないというふうに言っております。TPPがどういうものかわかってから、国民の議論を得て国の態度を決めるべきと考えますが、当局の見解をお答えください。

各種マスコミ報道で、アメリカ側はTPPの対象はすべて例外なしと言っております。農業、漁業、食の安全、医療、郵政、共済、保険、公共事業などとしておりますが、これを市長はどのように考えられるかお尋ねをいたします。

TPPは、関税を原則撤廃し、農産物の輸入完全自由化を進めるものであり、日本の農業と地域経済に深刻な打撃となります。農業分野の関税を完全に撤廃すれば、日本の食料自給率は十数%にまで低下し、米の自給率は1割以下になってしまいます。TPPへの参加は、おいしい日本のお米を食べたいという消費者の願いにも反し、国民の食の安全と安定的な食料自給を大きく脅かすとしています。

農産物の関税撤廃は、世界の趨勢どころか、農産物輸出国にあっても、農産物の平均関税率は、EU20%、アルゼンチン33%、ブラジル35%等と高く、アメリカも乳製品や砂糖の輸入規制を続けています。日本は、既に平均12%にまで関税を下げっており、農業については、鎖国どころか、世界で最も開かれた国の一つになっています。地球的規模での食料不足が大問題になっているときに、輸入依存をさらに強めるということは大変心配です。

最初にも述べたように、食料というものは、その国の国民の命を預かるもので、鉱工業製品というものは、若干の備蓄をする際にも大した配慮なしと言ったら、通じている方からしかられるかもしれませんが、大方、ものが変質したり腐ったりということはないわけです。しかし、農産物というのは、ほとんど生きていますから、備蓄にも気を使わなければなりませんし、備蓄を長くするためには、いろいろ消毒や薬など気を使わなくてはなりません。それから何よりも、天候異常が起きた場合に、その国が必要な分を取ってから余りを輸出するわけですから、本当に

そういう意味で農産物を自国で賄っていくというは大変重要なことだと思います。

それで被害は農業と食料の問題にとどまりませんで、経済産業省の発表では、TPPに参加しない場合の雇用減を81万人、農水省は参加した場合の雇用減を農業やその関連産業など合わせて340万人と、不参加の4倍以上にもなるとしております。北海道庁は、北海道経済が2兆1,000億円に上がる損失をこうむるとしておりますが、その7割は農業以外の関連産業であると言っています。このような状況の中、市民の論議は尽くされているとお考えですか。

次の質問に移ります。

去年の3月11日から早くも1年がたとうとしていますが、まだ仮設住宅で不自由な生活を送っておられる方など数多くおられます。甚大な被害に言葉もありませんでしたが、少しずつ復興に向けて動き出しています。死者、行方不明者1万5,000人と、今までの津波や地震であったことのない数の被災者と、福島県では原発事故でふるさとに帰れない方たちもみえます。

同僚議員の鷺見議員は、碧南の議員とともに、宮城県の亶理町に行って、いちご農家のボランティアを行ってきました。高浜市も現地に応援に行かれました。TPPに参加すると、このいちご農家の方たちもいちごがつかれなくなる可能性があります。この被災地支援をしてきた市長として、TPP参加をどのように考えてみえるのかお尋ねします。

次の問題に移ります。

日本の食料自給率は、今、カロリーベースで39%、これを50%に引き上げる計画を民主党は持っておりますが、このTPPと両立すると考えられますか。市長にお尋ねいたします。

次に、先ほども申し上げましたように、北海道のように日本の中で集約化が進んでいる地域であっても太刀打ちできないと、北海道は今、TPPに対して、自民党の方も民主党の方も全道一丸となって反対してみえます。今、どういう規模の農業なのかというと、日本は専業農家でカウントしているのでしょうか。1農家当たり2町歩を今持っていることを想定して、これを20町歩に拡大する計画で、民主党の計画では、10倍の20町歩から30町歩を目指しているそうです。アメリカが日本の100倍、オーストラリアは1,500倍という膨大な大きさと、飛行機で種をまき、空から消毒をして、1日じゅう見渡す限りの農地を耕作するというようなところと、競争する、比較するとかいうものではないと考えます。

さらに、福岡の農業委員会会長も反対しておられますが、農業は命を育む産業で、TPPは農業だけの問題ではなくなってきました。農業の周りには食品加工、運送、段ボール製造などの関連産業が広がっています。地方を守っているのは、農業とその周辺産業で、これがだめになると地方が崩壊します。

松下政経塾出身の都会の若手の民主党議員は、地方のことがわかっていないから、GDP比1.5%の農業云々などと言って、農業と工業の対立をあおっている。民主党政権は、TPPの中身について国民に何も知らせていません。私たちは、国民に、少々高くても国産の安全・安心な

食料を提供しようと努力しています。しかし、TPPに参加すれば、残留農薬や食品添加物も規制緩和され、食の安心・安全も壊されてしまいますと発言しておられます。TPP加入による高浜市への影響とその対策はどのように考えてみえるのか伺います。

次に、昨年、日本福祉大学高浜専門学校閉校後の施設利用計画について、いきいき広場の2階・3階を官・学、民の協働による「福祉と健康でまちづくり」と方向づけ、まちづくり部門、子どもサポート部門、健康づくり部門、総合福祉部門の広場（機能）を持ち、互いに連携し合う、高浜版・地域包括ケア体制を整備するとしました。

具体的には、まちづくり部門では、日本福祉大学が主体となって「まちづくり研究センター」を設置。子どもサポート部門では、子育て相談体制を確立するとともに、発達支援として、日本福祉大学と連携による「発達支援センター」を設置するというものでした。

子ども発達センターは、子育て、子供自身の成長・発育、親子関係について専門職を中心としたチーム体制で支援します。また、子供の発達に関する相談事業や、発達障がいに関する早期発見、相談支援、関係機関へのつなぎ、継続的な個別支援を行い、健やかな発達・発育に向けた子育てができるようサポートしますとホームページで紹介されています。そこで、発達支援センターが実施されてからの利用の度合いがどのようになっているか伺います。その中で、発達に問題があった子供さんは、どれくらいみえるのかについても伺います。

次に、発達支援センターでは、医師が月に1回来ているとのことですが、医師不足の折から、常駐は難しくとも、発達支援センターに月に来る回数をふやす考えはないか伺います。

次に、今年度から発達専門相談員を配置する予定であると聞いていますが、どのような方で、主な役割はどのようになっているのか伺います。

次に、子育て支援について伺います。

この事業は、平成12年から、こっちゃんやあっぽなど宅老所を始める際に、家庭的保育事業も始めると、保育園で言うところの3歳児未満の子供さんをボランティアに近いお母さんたちに保育をさせて始めた事業です。

今年度からの家庭的保育事業は、障がい児も保育するとのことですが、内容や体制はどのようにするのかお伺いします。

これまでの家庭的保育事業の体制について伺います。

これまでの家庭的保育事業は、おおむね朝と昼とに分かれて、1日を2交替制で、毎日ではなく交代して面倒を見ていました。しかし、年齢が小さいほど何人かで面倒を見ることは、子供にとって負担が大きいと聞いています。その影響で、表情の乏しい子供さんもおられました。2人で面倒を見るということですので、そのうち1人は一日を通して面倒を見るように体制を変えていくべきだと考えますが、どのようにしようと考えているのか考えをお聞かせください。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

〔都市政策部長 小笠原 修 登壇〕

○都市政策部長（小笠原 修） それでは、内藤とし子議員の1、TPP（環太平洋経済連携協定）が及ぼす市への影響と市長の見解は、（1）TPPの内容は、市民に十分理解されていると市長は考えていますか、（2）TPPに関し、アメリカ側はすべて例外なしとして農漁業、食の安全、医療、郵便、共済、保険、政府調達、これは公共事業としていますが、これをどう考えますか、（3）TPP加入は、被災地復旧の妨げになるのではないかと、（4）食料自給率の引き上げとTPPは両立すると考えますか、（5）TPP加入による高浜市への影響とその対策について。

TPPが及ぼす市への影響と市長の見解について、（1）から（5）まで関連性がありますので、一括してお答えいたします。

TPPは、平成22年10月1日の臨時国会において、当時の菅総理の所信表明演説でTPPへの参加検討が表明されたことに端を発し、「TPP問題」と「食と農林漁業再生議論」が日本の農業の根幹を揺るがす大きな問題となりました。TPP交渉の分野につきましては、さまざまな情報が出てきており、そこでは農業や工業だけでなく、医療など多岐に影響が出ることなどから、本日は、農業関連を中心に答弁させていただきますので、御理解賜りますようお願いいたします。

なお、平成24年2月24日の日本経済新聞の社説によりますと、局長級と事務レベルの情報交換がされ、アメリカ側によると、公的な医療保険制度の廃止や単純労働者の受け入れを要求している国はないとされており、いずれも日本国内に不安が強かった分野であると報じられていましたので、申し添えておきます。

TPPにつきましては、日本がこれまで締結してきました経済連携協定（EPA）は、自由化率が85%前後であり、日本のEPAにおける関税撤廃の例外品目の多くは農林水産品でありました。しかし、TPPでは、10年後に関税を原則撤廃することを目標としておりまして、EPAと比較しますと、TPPの自由化水準は極めて高くなると考えられており、影響が予想される産業や関連団体などの間で、TPP交渉参加の是非をめぐる激しい意見の対立が生じているところであります。

一方、内閣府、農林水産省、経済産業省の各省庁では、TPP参加による経済効果の試算を公表いたしております。

内閣府では、TPPに参加し、全品目について関税撤廃した場合を前提条件とした試算結果を、おおむね10年間で実質GDPが2.4兆円から3.2兆円増額するをいたしております。また、農林水産省では、米、麦などの主要農産品19品目について、全世界を対象に関税を即時撤廃し、何の対策も講じない場合を前提条件とした試算結果を、実質GDPが7.9兆円減少し、雇用も350万人が減少するをいたしております。

一方、経済産業省では、日本は、中国、EUと自由貿易協定（FTA）を締結せず、TPPにも不参加。韓国は、アメリカ、中国、EUとFTA締結の場合を前提条件とした試算結果を、実質GDPが10.5兆円減少し、雇用も81万人が減少するといったしております。

しかし、各省庁において前提条件がばらばらであることなどから批判が相次いだため、内閣府は第2回目の試算結果を平成23年10月に公表し、おおむね10年間で実質GDPが2.7兆円増加するといったしており、現時点ではこの試算結果が政府としての統一見解とされております。

次に、食料自給率につきましては、食料は、人間の生命の維持に欠くことのできないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なものであります。食料の安全供給を確保するには、社会の安定及び国民の安心と健康の維持を図る上で不可欠であります。しかしながら、世界の食料需給が中長期的には、干ばつなどの自然災害等により穀物の輸出停止など、逼迫する可能性もあると見込まれる中で、我が国の食料自給率は低下傾向にあり、現在は約6割を海外に依存している状況にあります。

そうした中、国は平成22年度のカロリーベースでの食料自給率39%を、食料・農業・農村基本計画では、平成32年度には食料自給率を50%まで引き上げるといたしております。

また、TPPと食料自給率の両立については、現在、国がTPP交渉の参加に向けての事前協議において具体的な内容が示されていないため、引き続き国の動向に傾注してまいります。

なお、TPPに参加した場合の本市の農業への影響については、現段階では試算しておりませんので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、本市の農業施策につきましては、農業者の安定的な経営に向けて農業組合法人の設立、地産地消を推進するとともに、農作物の特産物開発並びに未来を担う小学校の児童に食農教育活動の推進を実践するなど、農業に関する多様な体験機会を通じ、農業への理解を図る取り組みを進めてまいります。

最後になりますが、TPPの参加問題は、日本全体の問題でございますので、本市といたしましては、日本農業が衰退せず、経済の発展が行われるような施策を期待し、政府がどのような方針を打ち出すのか、今後も注視していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔都市政策部長 小笠原 修 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、内藤とし子議員の2問目、福祉と健康でまちづくりについて、（1）実施してからの利用の度合いは、（2）発達支援センターにおける医師の確保について、（3）発達専門相談員の役割について、関連上一括してお答えをさせていただきます。

いきいき広場では、第6次高浜市総合計画の基本目標「いつも笑顔で健やかに、つながり100倍ひろげよう」を目指し、これまでの「福祉でまちづくり」に健康も合わせて位置づけ、「福祉と健康でまちづくり」を新たなスローガンといたしました。そして、「一人ひとりを認め合い、

その人らしく暮らせるまちづくりを進めます。」と「一人ひとりの元気と健康づくりを応援します。」の2つの目標を掲げ、その達成に向け、諸事業を展開していく方針を立てております。

この方針のもと、昨年4月に、いきいき広場の3階部分に「こどもサポート」、「まちづくり」、「健康」の3つのエリアをイメージし、「子ども」に対する支援機能を初め、「まちづくり」、「健康づくり」に関する諸機能を新たに付加いたしました。開設して約1年となりますが、この間、これまでの2階部分の福祉総合広場の取り組みと合わせた一体的な運用に努めてまいりました。

議員御質問の子どもサポートエリアの「こども発達センター」は、子供の出生から継続して支援ができるよう各機関が連携し、子供の将来の地域生活を見据え、ライフステージに応じた相談や支援を行うための拠点として、平成23年4月よりいきいき広場3階に開設しております。

言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士といった子供の発達に関する専門職を配置し、そこに保健師や保育士、教諭など関係者が集まり、チームで子供の成長の支援と合わせて「親支援」を行う拠点として相談事業を初めとした各種事業を行っております。

また、平成23年6月からは、小学校就学前の健診機会として、新たに5歳児健診を実施しております。

この5歳児健診は、3歳児健診終了後、小学校入学前に行う就学時健診までは、実態として公的な健診機会がないことや、3歳児健診の受診時は、幼稚園や保育所に未就園であり、集団生活を経験した年中児に健診機会を設けることにより、就学に備えることを目的とするものでございます。

発達障がいについても、専門性の高い小児神経科の医師に、3歳児健診と5歳児健診を担っていただくとともに、保護者の要望により健診事後相談を行っていただいております。健診事後相談の実施日については、3歳児健診と5歳児健診と同様の水曜日に時間を設けております。この就学に備えるための保護者への発達の気づきの機会として開始した5歳児健診も、開始当初は75%の受診率であったものが、平成24年1月末では累計としまして85%となっており、定着してきておると考えております。

このように現在、こども発達センターにおいて、医師にかかわっていただいている事業については健診や相談で、常勤医師は配置しておりません。

高浜市のこども発達センターは、県内の大規模市の発達センターのように常勤医師を配置し、常勤の専門職を配置するような発達センターではありませんし、開設当初も常勤職員を複数人配置するといったフル装備で開始したわけではなく、専門職も含めチームで支援する体制でスタートしております。

一方で、こども発達センターでは、高浜市の規模に応じた高浜市だからできることに重点を置き取り組んでいます。

大規模市の発達センターでは、対象児童も多く、医師の相談を受けるために何カ月待ちということであれば、診察を受けても十分な事後フォローは困難となります。

高浜市の規模であれば、こども発達センターを一つの拠点として、「顔の見える」環境の中、子供一人一人をチームで支援し、さらに継続して支援することが可能となります。

これまでの相談事業の中でニーズが大きいものの中に、言語聴覚士への相談があります。保護者の方が、子育ての中で発達について初めに気づかれることの中で、子供が発する言葉であることが多く、これからは言語聴覚士の相談時間をふやしていくことも考えております。

医師の配置につきましては、保護者ニーズに応じてさらに時間をふやすことは検討していきませんが、現時点で常勤医を配置するようなことは考えておりません。

専門職である臨床心理士は、その専門性の維持や向上のためにスーパーバイザーを持つ制度があります。これは指導を受ける臨床心理士がスーパーバイザー、指導する者という意味ですが、このスーパーバイザーに自分のケースの報告をして、そのケースを見直したり、今後の進め方を検討したり、あるいは臨床心理士の自己点検のために行うものです。

こども発達センターで、専門職が保護者から相談を受ける中で、専門職が小児神経科の医師から助言を受ける、また相談内容により医師につなげていく仕組みによりチームで支援をしております。

また、平成24年度には、近隣の病院と連携した親子教室を、こども発達センターで実施することを計画しており、地域の医療機関とのつながりも築いていきます。

次に、発達専門相談員につきましては、非常勤特別職として、高浜市内の小・中学校で勤務された教員OBを配置することを予定しています。

こども発達センター事業の中核であります相談事業では、相談者も順調に増加し、135人ほどの方が相談に見えています。

一方で、内訳を見ますと、小・中学生は15人ほどで、子供の発達において重要な小学校、中学校の9年間の義務教育期間の相談体制をさらに充実強化してまいります。

今回の配置も、約1年、こども発達センターとして事業を行ってきた中で、今後、重点的に取り組む課題やマンパワーの必要性がわかってきたことにより配置を行うものでございます。

先ほど申し上げました5歳児健診を今年度受診した子供たちは、平成24年度には就学時健診を受け、平成25年4月には小学校に入学することとなります。このように、今後は小学校へのつながりも大切となってきます。

発達専門相談員には、こうした学校との連携を含め、小・中学校やその保護者との相談、幼稚園・保育所から就学、小学校から中学校への進学時などの移行時での継続した支援を行っていただきます。

また、平成23年度からは、小・中学校の不登校相談事業を全世代楽習館からいきいき広場に移

転しています。ほっとスペースと名を改め、小学生や中学生の相談もいきいき広場の同じフロアで実施しています。このほっとスペースの児童生徒相談員との連携についても行っていただく予定をしています。

こども発達センターは、出生から乳幼児期、就学前から就学時、進学時、卒業時など状況が変わる中、支援が途切れることのないよう、地域生活支援システム「きらり」も活用し、子供の個々に応じた発達を支援してまいります。

そして、卒業後の就労も含めた生涯にわたる一貫した支援ができるよういきいき広場全体、そして教育委員会とこども未来部などと連携して取り組んでまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） それでは、内藤とし子議員の3問目、子育て支援について、（1）新たに設置する家庭的保育事業では、障がい児も保育するとのことであるが、体制はどのようにするのかにお答えをいたします。

高浜市では、御質問にもありましたように平成12年度から13年度にかけまして、宅老所等を活用した3カ所の家庭的保育を開設してまいりました。3歳未満児を対象とした家庭的な雰囲気の小規模での預かりで、個々の子供に対してきめ細やかな保育を行っております。また、お年寄りとの暖かなふれあいを含めた異世代交流の場にもなっております。

3歳未満児という集団保育に入る前の段階では、家庭的保育のような個人と密接に関係する保育の提供は、保育サービスの多様化を図るために重要な事業であると認識しており、3歳未満児で発生している待機児童対策ともあわせて家庭的保育の拡充については「たかはま子育て・子育て応援計画」の後期計画の中で、平成26年度末までに3カ所から5カ所に増設することを目指しているところでございます。

そのような中で、平成24年度の保育所入園事務において、3歳未満児で障がいを持つお子さんの保護者から、保育所入園に関する相談が2件ございました。障がいを持つ3歳未満児には、家庭でのきめ細やかなケアが重要との認識のもとに、大規模となる保育所においては、障がいを持つ3歳未満児を健常児とともに保育するという統合保育は実施しない方針でございます。

今回の相談内容から、やむなく就労が必要なケースがあり、今後、このようなニーズに対応する保育の受け皿の整備が必要であるとの認識から、家庭的保育の増設計画を踏まえ、待機児童対策もあわせた、家庭のように個々に寄り添った、きめ細やかな保育が可能となる家庭的保育による3歳未満児の統合保育を実施することに至ったものでございます。

その実施に当たりましては、障がいを持つお子さんを保育するということから、より専門性が必要となるために、保育のノウハウがあり、情報収集にたけた体制とすることが必要でありますので、平成21年10月に示されました国の家庭的保育事業ガイドラインに明記されております保育

所実施型の家庭的保育とすることといたしました。これは保育所が家庭的保育を実施する形態でありまして、この方式によれば、保育所が持つ障がい児に対する保育のノウハウや情報を生かした保育が可能となるという利点がございます。

具体的には、高浜南部保育園を運営します高浜市社会福祉協議会は、重度障がい児を預かっておりまして、健常児の保育はもちろん、障がい児保育に対するノウハウも兼ね備えているということから、今回設置する家庭的保育の運営に適任であるという判断をしているところでございます。

それでは、運営方法や体制についてであります。場所はいきいき広場3階にある、現在、高浜市社会福祉協議会が運営する一時預かり施設「キッズルームころん」の一部を利用いたします。ここを利用する利点は、十分な広さを確保できる上、こども発達センター等の施設がございまして、保護者が気軽に相談できる体制がある場所ということでもあります。開所時間は、月曜日から土曜日までで、土曜日については1時間短縮となりますが、それ以外は8時から18時までで、他の家庭的保育と同様の時間となります。定員5名のうち、現時点で障がいを持つお子さんの入所は、先ほど申し上げた相談のあった2名と健常児2名程度を予定いたしております。職員は、高浜市社会福祉協議会が雇用する保育士が日中の主となる時間帯に保育に当たり、補助者も含め、原則、常時2名を配置することといたしており、常にここの保育士は、高浜南部保育園と連携しながら保育に当たることとなります。利用料金については、他の家庭的保育と同様のゼロ歳児3万5,000円、1・2歳児は3万円といたします。食事についても、同様に保護者がつくる弁当とするという内容で、市内4カ所目の家庭的保育を増設してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、(2) これまでの家庭的保育事業の体制についてにお答えいたします。

先ほど申し上げたとおり家庭的保育は、平成12年度、13年度に開設をして、現在3カ所で実施をいたしております。それぞれの施設で7名から11名程度のスタッフがローテーションで午前5時間、午後5時間をそれぞれ2名の配置により保育をしているところでございます。この運営形態は、もともと子育てに一区切りがついたお母さん方が、自分の子供を育てたノウハウを、半日ずつ地域の子育てに役立てていきたいという有償ボランティアの発想から始まったものでありまして、地域の力で地域の子育てをカバーするという共助の特色が出ている事業となっております。

このような中で、平成22年4月施行の児童福祉法改正によりまして、家庭的保育の位置づけが明記されることとなり、市の認定を受けた無資格者による家庭的保育事業が国県補助制度の対象とされたこともありまして、私どもといたしましては、この補助制度を活用することが、本市の子育て施策の安定的・効率的な運営につながるものと考えております。

この補助制度は、国が定める家庭的保育事業ガイドラインに沿った運営とすることが必要でございまして、その内容は、メインの家庭的保育者が主となる時間帯を保育して、補助者がそれ以

外をカバーするという形態が求められております。既に家庭的保育の各団体とも協議をして、メインの保育者を設置していく方法について検討している段階でございまして、アクションプランにおきましても、その計画について明記しているところでございます。

いずれにしましても、今後も家庭的保育が継続的に実施できる体制づくりが必要となっておりまますので、各団体や国、県ともしっかりと協議をして進めてまいりますことを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 再質問させていただきます。

T P Pについては、国の問題だからというお話でしたが、愛知県は2010年11月30日に、全品目の輸出入関税をゼロにするT P Pに日本が加盟した場合、愛知県の農林水産関係の生産額は937億円減少する、こういう試算を公表しました。県の試算は、農林水産省の試算を県内生産品に当てはめたもので、愛知県は農業産出額は全国5位、6位に位置する農業大県です。T P Pの影響は大変甚大です。

生産減少率を見ると、牛乳や乳製品は100%全滅、牛肉73%、豚肉70%の減、農産物は小麦が99%の減、ほとんどですね。米は90%の減、ほとんど全滅に近い状態です。それから、水産業にも及ぶとしていますが、愛知県でもこのような試算が出ているくらいなんですね。こういう状況なのですが、それでも国の様子を見守っていくということでもいいのかどうかお示してください。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（小笠原 修） まず、国のほうでは、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針と行動計画というものが決定されております。その中で農林漁業再生のための戦略が実は挙げられておりますが、その一つに、新規の就農者をふやすとか、将来の農業を支える人材の確保や農地の集積を加速化させるとか、そういったことで競争力とか体質強化を図るということで、そういった内容は、今少しずつ情報として出ておりますので、今後もそういった情報を収集していきたいというふうには考えております。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） いろいろな情報を収集していくということですが、ちょっと今から2つのことについて述べさせていただきます。

1点目は、大妻女子大の田代さんという教授の方が講演された内容で、アメリカがT P Pに託す野望は、貿易拡大、関税引き下げ、これは表面に見えることだけで、これが目的ではなく、環太平洋における中国封じ込め作戦であり、アジア太平洋経済をアメリカ流の新自由主義、市場原理主義に再編することです。各国の経済主権を認めず、規制緩和撤廃を進め、各国でのアメリカ資本の自由な行動を実現するのがねらいだと。現在のT P P参加9カ国に日本を加えた10カ国のGDP、国民総生産のうち、日米がその9割を占める。日本がT P Pに参加すれば、事実上の日

米二国間のF T A、関税をなくすることになり、日本はアメリカに引き寄せられることになるだろう。日本とアメリカの関係で、日本は工業関係の1.9%をゼロにしてもらいかわりに、日本農業の12.5%の関税をゼロにする。その場合、アメリカが1.9%以上のドル安、円高を誘導したら、工業関税の撤廃は、あっという間に取り戻されて、日本農業が壊滅的な打撃を受けることになる。ほかにアメリカがねらっている分野は、牛肉輸入制限や残留農薬の基準値、食品添加物など、食の安心に関する規制の緩和、混合医療の全面解禁、公的保険の民間並み化、金融自由化等々、たくさんあると主張されています。

もう一つ、全国保険医団体連合会政策部長の三浦氏は、もうけ本位の医療に変質するのではないかということで心配されています。T P Pに参加すると、国民皆保険制度も外国企業参入の障壁としてやり玉に上げられる。医療をビジネスとしているアメリカは、日本政府に対して、混合診療の解禁や株式会社病院の参入を要求してくるだろう。そして、日本の医療が市場原理になり、金の切れ目が命の切れ目の世界になると懸念される。こうした問題も、野田首相は困ったことはやらないと言っていますが、まず困ったことを全部先に決めようとしている、そういう内容を国民になぜ知らせないのか。そこが疑問なのですが、本当にこの問題をきちんとするためにも、しっかり認識をして、自分たちに害がないとか、政府が考えることだからいいということではなく、あるべき姿の方向に向かってきちんと動いていただきたいということを考えます。

国のトップが矛盾したことを行うと、国民とのあつれきが大きくなると思いますし、また私どもや心ある市民の皆さんは、またそういうふう動いていかれると思いますが、ぜひその点での御答弁をお願いしたいと思います。

それから、支援センターにおける医師の確保については、今、就学している子供さんが15人と言われましたかね。そういう子供さんたちの参加といいますか。が大変少ないというふうに思いますが、それからなかよし教室というのをやってみえますが、そういう面での連携はどのようになっているのかお示してください。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（小笠原 修） ただいまのT P Pの問題でございますが、これは先ほども答弁で申し上げたとおり、まだ不確定な部分が多数ございます。その中で多分、今後、そういったいろいろなメリット・デメリット、こういったさまざまな議論が多分国のほうでもされることと思いますので、答弁同様、引き続き国の動向を注視していきたいということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） 今、議員、就学15人で非常に少ないのではないかという御質問でしたが、私どもも、まさにそれでありましたので、今回、新たに発達専門相談員を配置させていただき、小・中の9年間の義務教育期間を充実強化させるというものですので、よろしくお願

ます。

それと、なかよし教室の件ですが、なかよし教室の子供たちも発達センターのほうにたくさん見えておりますので、そちらのほうについてもフォローしております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） もう一言、TPPについて、政府はアジアの成長を取り込むということ、TPPの目的だということを行っています。成長している中国やインド、韓国、TPP交渉に入っていないことがあるんですね。日米の経済協定にすぎないと思いますが、ぜひそういう面も考えて認識をしてやっていっていただきたいと思います。

それから、学校関係のというか、就学している子供さんの参加が少ないということなんです。ここに見える子供さんについて、3歳児健診や5歳児健診については、健診がありますというのを出すと思うんですが、ほかのことについては、どういうふうに発達支援センターに見えるのに対して、どういうふうな対応をしてみえるのか。

それから、発達支援センターに見える子供さんの中で、135人という数字が出ましたが、これはどういうふうに考えたらいいか。延べでなのか、ちょっとそういう点でのお示しをお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） まず、発達センターのほうなんです。23年4月、開設当初に幼稚園・保育園、小・中学校のほうにこういう事業を行っておりますよということで、全員の方に配布をさせていただいて周知をさせていただいたという経緯があります。

それと、130人はどうかというような、小・中学校が15人ですので、就学前が120人ということになります。具体的な内容は、これは延べではありません。一人一人ということで、内訳を見てもみますと、就園前が約半数、就園後が約半数というような状況となっております。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 就園前と就園後が半数だというお話ですが、135人という数字は、1カ月なら1カ月で、毎日見えるわけではないと思いますので、見えた方の人数を1カ月なら1カ月で調べているのか、ちょっとそういう点での説明をお願いしたいということ。

それから、さっきのなかよし教室との連携ですが、なかよし教室から参加しているということをおっしゃいましたが、なかよし教室に対して何か指導するということがあるのかないのか、そこもお示しください。

○議長（鈴木勝彦） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） この135人という数字は、これまで相談に一度でも見えた方、それが135名見えますよということになります。

それと、なかよし教室につきましては、私どものほうも、こちらのほう、言語聴覚士、作業療

法士、臨床心理士とおりますが、こういった職員がいますよというようなこともあわせて周知をさせていただきながら、その中の在園児の方に来ていただいているという現状ですので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） なかよし教室については、見えるだけということで、なかよし教室との連携についてはどのようになっているのか、ちょっとそこがわかりませんので、もう一度お願いしたいということと、一度でも見えたらということなんですが、学校へ行ってみえる、先ほど親支援も行っているというお話がありましたが、親御さんたちも、子供さんたちを見ている間に、いろいろなストレスなんかも感じられると思うんですが、そういう点での親御さんたちに対する支援などについては、要するに学校へ行ってみえる方たちの親御さんについて、支援についてはどのようにしてみえるのかをお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） まず、親に対する支援という話ではありますが、もともとこれは子供を支援するということは当然なんですが、あわせてそれは親を支援するということでもありますので、子供支援と親支援はあわせて行っているという状況です。

それと、なかよし教室の関係につきましては、これはなかよし教室、市内の唯一の療育施設ということですので、ずっと以前からも連携をとっておりますし、今も連携をとっております。それで、なかよし教室に通ってみえる方の多くの方が相談に見えているという状況であります。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） もちろん子供支援も親支援も一緒に行っているということなんですが、具体的などいうことをやっているか、例えばという例があったら、親支援についてお示しをいただきたいということと、なかよし教室については、ずっと親子で訓練を受けるようなふうに聞いているんですが、時にはやはり母子分離が必要ではないかという気もするんですが、その点ではどうかということ。その点をお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） もともとなかよし教室というのは、母子通園施設であります。単独通園の場合、母子通園の場合と2種類で実際の運営をされてみえるということです。

そして、親支援の具体的な例ということですが、もともとこども発達センターの相談体制というのは、毎日やっているわけではありません。それは、こども発達センターに来ていただいて、実際の支援を受ける中で、家でこういうことをやろうね、お母さん、次、相談に来るまでにこういうことができるようになるというねという、そこら辺の家庭での生活を含めた親支援という形をしておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） じゃ、なかよし教室については、母子分離を行っている時間帯があるということなのでしょうか。ちょっとそのこと。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（大岡英城） なかよし教室については、母子で両方で通う日と、それから単独で通う日と、そういうふうに分けて、その方々の状況に応じて、単独でもということでは今やっておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） じゃ、子育て支援について伺います。

今、現在の、1番のほうですね、新たに設置する家庭的保育事業、今のところ障がい児が2人、健常児を2人、相談があった障がい児が2人で、先々、健常児を2人ぐらい保育するというようなお話がありましたが、よその家庭的保育事業では、一応5人となっているのが、ここでは4人でやっていかれるということなのかどうか。

それから、朝の8時から夕方6時までということですが、障がいのある子供さんが、これだけの時間、長く預かれて大丈夫かという問題。それから、指導員が2名で保育していくということでしたが、障がいのあるお子さんは、程度もあると思いますが、指導員が2名で大丈夫なのかどうか、その点についてお示してください。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（大岡英城） まず、定員につきましては、今度新しく行くところも5人です。それから、今やっておるところも、各家庭的保育所、5人の定員ということで実施しております。これは国のほうも、1人の保育者に対して3人程度ということをおっしゃって、補助者がつけば5人以内ということが適切だというような形での対応をしておるものでございます。

それから、障がい児を受け入れるに当たって時間は大丈夫かということと、それから保育者2名でということではございますけれども、当然この時間帯というのは、障がい児を持った親御さんが就労されますので、働く時間中は、こちらのほうでお預かりするという時間を設定しているものでありまして、特に集団保育と違って小さな保育所では、きめ細やかな対応ができるということで、障がい児を持った方も家庭的保育ならではの、長時間にわたる保育も可能であろうというふうに考えております。

それから、保育者2名ということではございますけれども、家庭的保育は、やはりいろいろな認定を取った方、経験ある方がやられておるんですけども、今回新しく行く家庭的保育につきましては、保育士資格を持った者をつけますので、また先ほども冒頭でも申し上げましたが、障がい児保育にたけております社会福祉協議会、そこが援助も含めて支援をいただいておりますの

で、あらゆる意味で障がい児を請け負う十分な体制で、家庭的な雰囲気の中で保育を長時間にわたって行うという体制で最もふさわしいものだというふうに考えて行うものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 内藤議員、あと2分ですので、要点をまとめて質問してください。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 指導員が2名ということですが、保育士資格を持った方、これはすべての方、指導員となる方、保育士資格をみんな持っているというふうに考えていいのでしょうか。

それから、障がいを持った方がダウン症というふうに聞いていますが、重いのか軽いのか、ちょっとそのあたりもわかりませんが、2人の保育士さんだけでは、やはり厳しいときが出てくるかと思うんですが、そういう面で追加する考えがないのでしょうか。

それから、保育士さんは、これまでの家庭的保育事業のように……

○議長（鈴木勝彦） 内藤議員、時間が来ておりますので……

○12番（内藤とし子） 午前、午後で分けるのかどうか、そこをお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 答弁は簡潔にお願いします。

こども育成グループ。

○こども育成G（大岡英城） まず、社協で行うところは、2人とも保育士という形の資格でやっていきます。ただ、ほかのところは、認定を受けた方含めて行っていきます。

続いて、障がい児の状況はどうだということで、当然、今回、入園を決定する前に状況を見ておまして、十分やっつけていける状況だという形でおりますし、ダウンの子は比較のおとなしいものですから、動き回ることは余りないものですから、特に未満児であれば、2人で十分だというふうに考えております。

それから、保育士の時間、半日、半日の時間ですが、これも冒頭申し上げましたが、今現在、従来の家庭的保育では、半日、半日交代でやっておるというのが、長い今までの歴史の中でやってきたものでありまして、ただ、国のほうは、1人の主たる保育者をとということでございますので、代替の方とよくその辺は協議をして、合意になった上で、主たる保育者を設置していくという形で、今後、そういった予定を考えておるということで御理解願いたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は13時30分。

午後0時15分休憩

午後1時30分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、小嶋克文議員。一つ、交通安全行政について問う。一つ、教育行政について問う。以上、2問についての質問を許します。

15番、小嶋克文議員。

[15番 小嶋克文 登壇]

○15番（小嶋克文） 通告に従いまして、2問質問をさせていただきます。

初めに、交通安全行政について質問させていただきます。

近年は、交通事故全体の件数が減少している中、自転車事故の割合は増加しております。平成22年には20.9%と4年続けて2割を超えております。中でも自転車対歩行者の事故は、警察庁によりますと、2000年が1,827件だったのに対しまして、2010年は2,760件と約1.5倍に増加しております。

事故増加の背景には、エコ意識の向上、健康意識の向上などから自転車利用者が急増していることが大きな要因の一つであります。加えて、走行中に携帯電話やヘッドホンの使用など、マナーの低下も見逃すことはできません。しかし、何と云っても、軽車両である自転車は、本来、車道を走行しなければならないのに、歩道走行を認めてしまったことが何よりも大きな原因であります。

事態を重く見た警察庁は、昨年10月25日、歩道での自転車と歩行者との事故を防止するため、車道走行を徹底する「自転車に関する総合対策」を打ち出しました。

しかし、多くの利点を持つ自転車の利用環境を「まちづくり」の一環として、今までその具体策を打ち出してこなかったことも、多発する自転車事故の原因の一つであります。取り締まりの強化を打ち出すだけでは、自転車の事故の根本的な解決にはなりません。

健康増進を初め、節約や二酸化炭素排出量の削減などの効果が期待される自転車は「持続可能な都市づくり」に欠かせないというのが、先進諸国の共通認識になっております。欧米は早くから自転車利用の環境整備に着手しており、最も自転車施策が進んでいるオランダでは1960年代に、デンマークでは1970年代に、また、アメリカ、イギリスでは1990年代に本格的な取り組みを開始しております。イギリスのロンドンでは、昨年「自転車革命」を宣言、2026年までに自転車人口を2001年の4倍にふやす、こうした目標を掲げております。

日本においても、自転車に関する事故を単なる「交通問題」としてとらえるのではなく、「持続可能なまちづくり」を踏まえた総合的な施策として、各自治体が展開すべきであると思います。以下、自転車利用の環境整備について質問いたします。

第1点は、自転車専用レーン、自転車走行レーンの設置の取り組みです。自転車は本来、歩道ではなく、車道を走行するように決められています。しかし、大半の自転車が歩道を走行しているのが現状です。結果、歩行者との接触事故や自転車同士の事故が起きています。事故の多発を受けて警察庁が車道走行を徹底したのは、先ほど述べたとおりであります。しかし、車道を走行する自転車にとっては、自動車はこの上ない危険な存在になってしまいます。歩行者、自転車の安全確保のために、自転車専用レーン、自転車走行レーンのインフラ整備に取り組むことが重要になってくると思います。御見解を伺います。

2点目として、交通安全教室の取り組みについてお伺いします。

マナーの悪さが事故の原因となっている場合が多くあります。また、高齢化など、社会環境の変化も事故急増の大きな要因になっています。小・中学生、高校生はもちろんのこと、高齢者、子育て中の母親なども、交通安全教室の開催は大変重要であると思います。交通安全教室開催の現状についてお尋ねをいたします。

3点目として、本市における自転車に関する事故の件数についてお尋ねをいたします。

4点目として、自転車保険の周知・加入の促進についてお尋ねをいたします。

自転車走行中に加害事故を起こしてしまえば、損害賠償の責任を負わなければなりません。しかも、最近では賠償額が高額になるケースも報告されています。女子高生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の女性と衝突。女性は手足がしびれて歩行が困難になる重大な障がいが残った事故においては、裁判所は5,000万円の賠償額を支払う、こうした判決を出しております。ほかにも、数千万円を超える賠償額の支払い判決も何例か報告されております。

自動車保険を知らない人はいないでしょう。しかし、自転車保険を知らない人は、まだまだ多くみえます。自転車の場合、自動車と違い、強制加入の自賠責保険がないため、知る機会自体が少ないからです。しかし、一度事故を起こして加害者になれば、保険の加入有無にかかわらず、また高校生であるからといって賠償を免れることはできません。月額410円で賠償額最大1億円までを補償する自転車保険などがあるとも聞いております。このような自転車保険の周知及び加入の促進については、自治体でも取り組む必要があると思いますが、現状の取り組みについてお尋ねいたします。

2問目の教育行政について質問させていただきます。

2008年度から2011年度までの4年の移行期間を経て、2012年度より全国の中学校の体育の授業において武道が必修化になります。柔道、剣道、相撲から1種目を選択します。地域的な特性により、弓道、なぎなたを選択することもできます。

柔道を体育の授業に取り入れることにおいては、多くの学者や関係者から、柔道特有の動作により、剣道など他の種目より危険度が高いことが指摘されております。全日本柔道連盟の二村医科学委員会副委員長も「体力のついていない中学1、2年生に形の上だけの技だけ教えて乱取りとか試合までやらせるのは危険がつきまとうと思う。安全面にもっと注意した制度設計をしないといけない」と警鐘を鳴らしております。

ことしの1月10日放送のNHKニュース「おはよう日本」では、武道必修化、特に柔道についての特集を組み、中学校で起こった柔道の事故は、2010年までの28年間で死亡39件、障がい93件に上ると、ショッキングな数字を放送しました。

東海地方においても、名古屋市と四日市市で柔道部員が練習中の死傷事故が、ことしに入って

相次いで報告されております。また、経験豊かな指導者の不足、指導教員の研修も心配されております。中日新聞が行った中部6県のアンケート調査では、教育委員会の4割近くが、武道の教員研修が「不十分」との懸念を表明しています。生徒、保護者を初め教育関係者にまで大きな不安が広がっている「武道必修化」について質問させていただきます。

第1点目は、2012年度から体育の授業になぜ武道が必修化になったのか、武道必修化の背景、導入の目的についてお尋ねをいたします。

第2点目として、市内の中学校においては、引き続き柔道が取り入れられると聞いています。なぜ柔道を取り入れたのか。剣道を取り入れる、そういった検討はしなかったのかをお尋ねいたします。

柔道は、剣道や相撲より防具代や設備の負担は少ないが、未熟な指導がけがにつながりやすく、事故のおそれから剣道を選ぶ学校も多いと言われております。愛知県においては、478校中、柔道を選んだ学校は170校で36%、剣道280校で59%、相撲が20校というアンケート結果も出ております。

第3点目として、これまで市内の中学校における柔道の事故やけがの報告についてもお尋ねをいたします。

第4点目といたしまして、指導者についてお尋ねをいたします。どのような先生方が柔道の指導をされているのでしょうか。柔道有段者なのか、経験者なのか、また資格が要るのか。アンケートでは、教員研修が不十分との声が多かったが、市内においてはどのような研修が行われているのでしょうか。

以上で質問を終わります。

[15番 小嶋克文 降壇]

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

[教育長 岸上善徳 登壇]

○教育長（岸上善徳） それでは、順番が逆になりますが、小嶋克文議員の2問目、教育行政について問う、（1）武道の必修化についてお答えをさせていただきます。

初めに、体育の授業で武道が必修化された背景と目的についてお答えをいたします。

近年の子供たちの体力低下、若年層におけるモラルの低下や少年犯罪の増加など、社会情勢の変化を受け、平成18年12月15日、教育基本法が改正され、その第2条教育の目標に「健やかな身体を養うこと」と「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が定められました。この改正教育基本法を踏まえて、平成20年3月28日に改訂された新学習指導要領では、中学1年生と2年生で「体づくり運動」、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」、「ダンス」、「体育理論」の8領域すべてを必ず履修させ、3年生では「球技」と「武道」のま

とまりから1領域以上を選択して履修することになりました。これにより、1年生と2年生時には、男子も女子も全員「武道」を履修することになります。柔道・剣道・相撲等のうちからどの武道を選択するかは、各中学校の判断に任せられ、地域的特性により、「弓道」や「なぎなた」などの他の武道を選択することもできます。保健体育の年間標準時間数も、従来の90時間から105時間に改められました。このうち、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」、「ダンス」に割り当てられる時間は79時間となり、平均すると武道に割り当てられるのは、13時間程度になります。

次に、本市の中学校が武道に柔道を選択した理由についてお答えをいたします。

初めに、柔道が心身の発育発達や体力の向上に及ぼす効果面の特性について触れさせていただきます。

柔道は、練習の積み重ねを通して、瞬発力、持久力、調整力などを養うことができ、さらに相手と対する中で旺盛な気力、礼儀、克己、公正、順法などの態度を養うことができます。柔道は、相手がいて初めて成立する運動ですが、この相手は単に格闘のための相手ではなく、一定の規則に従って互いに対人技能を競い合う相手でもあります。このため互いに競技規則を守り、相手を尊重し、公正な態度で、安全に競技することが求められます。つまり、柔道を学習することにより、単に技能の競い合いによる勝利の喜びを求めるだけでなく、相手を尊重する態度や公正な態度、また伝統的な行動の仕方を身につけることができる競技であるということでもあります。

次に、本市の両中学校が柔道を選択した理由でございますが、昨日の4番議員の答弁と重複する部分もありますが、御理解をいただきたいと思っております。

まず、選択の決定権限であります。教育課程の編成は、校長の校務掌理権に属しますので、学校管理規則には、教育課程の編成の主体を校長としています。教育課程は学校において編成されますが、その基準となるものは、教育基本法、学校教育法等の法令を基準としています。本市は、両中学校とも学習指導要領が変わる以前から、長い間、保健体育の授業に柔道を取り入れてきました。昭和54年の南中学校創立当時は、北館の普通教室に畳を全面敷き詰めて、1時間単位当たり2クラスの男子生徒を対象に柔道の授業を展開してまいりました。両中学校に柔剣道場が整備されてからは、広い道場で授業の場や部活動の場で、柔道の学習や練習が行われてきました。既に30年以上の長い時間が経過していますが、大きな問題等は発生しておりません。したがって、本市では、両中学校の意向どおり、武道には引き続き柔道を選択していきたいと考えています。

次に、柔道における事故の現状であります。これも昨日答弁をさせていただきましたとおり、全国的に見ると、1982年度以降の柔道の死亡事故は、全部で114件発生しています。年平均4.0件発生している計算になります。男女比は、男子が95.4%、女子が4.6%となっています。当時、ほとんど女子は柔道をやっていなかったのが当然の数字ですが、学年別に見ると、中学校1年生が19人の17.6%、中学校2年生が14人の13.0%、中学校3年生が3人の2.8%、高校1年生が46

人の42.6%、高校2年生が20人の18.5%、高校3年生が6人の5.6%となっています。これらの死亡事故は、柔道固有の動作が死に直結していることが問題視されており、多くは投げ技の衝撃による死亡事故例が目立つということでもあります。こういった事故を防ぐため、「指導者の質の向上」、「衝撃を和らげる受け身の習得」、「危険を伴う投げ技の禁止」など、柔道実施に伴い体制の整備をしています。

次に、本市の学校の柔道の授業における平成22年度と23年度のけがの発生状況でございますが、2年間で8件の報告が入っています。2年生男子擦過傷、2年生男子腰の打撲、2年生男子小指の突き指、2年生男子擦過傷、2年生男子足の小指打撲、2年生女子足の小指の打撲、2年生男子左手の打撲、1年生女子擦過傷となっています。いずれも打撲症や擦過傷等の軽度のけがで、保健室対応となっています。

指導者につきましては、両中学校で学校体育指導者が8名います。体育の授業につきましては、武道においても学校の体育教師で指導をしていますが、現在の体育教師のうち有段者は3名（初段2名、2段1名）、柔道指導経験のある教員数は5名であります。これらの教員は、愛知県教育委員会が主催する柔道指導者講習会等に参加し、指導法の研修を受けています。

中学校武道が必修化されることに伴い、死亡事故等がクローズアップされていますが、今後とも柔道を実施することにより大きなけがが発生しないよう、カリキュラム等の学習内容・柔剣道場の安全等の学習環境、そして指導者の指導力向上の面で指導を徹底してまいりたいと考えていますことを申し上げ答弁とさせていただきます。

〔教育長 岸上善徳 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（小笠原 修） それでは、小嶋克文議員の1、交通安全行政について問う、
（1）自転車利用の環境整備についてお答えさせていただきます。

近年では、二酸化炭素の排出量が多い自動車での短距離移動から自転車にシフトし、地球温暖化対策に取り組む人、自転車で日常生活の中で運動不足解消・健康対策を行う人や、さらにガソリン価格高騰も背中を押して、車から自転車に乗りかえる人がふえております。

自転車は経済的であり、環境負荷も低く、交通渋滞・交通事故の減少にも寄与し、健康にもよいなど、さまざまな面で利点が多い交通手段でございます。

御質問の自転車事故状況につきましては、碧南署管内での自転車に関する事故の件数は、平成22年が126件、平成23年が132件で、前年と比べ6件の増となっております。碧南署管内での平成23年の全事故件数は554件でありますので、自転車に関連する交通事故は全事故の約24%を占めており、歩行者・自転車の安全な通行の確保が求められているところであります。

自転車事故に遭わない・起こさないようにするには、自転車に乗るときは、ルールを守り、安全な運転を心がけることが必要であります。また、車の運転者や歩行者も自転車のルールを知っ

て、お互いを思いやり安全を心がけることが必要であります。

自転車を運転する者は、基本的に車道の左側を走行することになっておりますが、車道は車が怖くて走れず、歩道は歩行者との接触が危ないから、スムーズに走れないので、怖い思いをして、段差がある車道と歩道を行ったり来たりしながら走っております。

反対に、自動車を運転する者、歩行者の側から見ると、人込みを猛スピードで通り抜けたり、雨の日の傘差し運転や携帯電話を操作しながら、またイヤホンで音楽を聞きながら運転するなど、とても危険であります。自転車利用者のルール・マナーの遵守意識が不十分であることが見受けられます。

御質問の自転車走行レーンの整備につきましては、自転車道の幅員は、道路構造令により定められており、その幅員は2 m以上を原則とし、やむを得ない場合1.5 mまで縮小できるとされております。自転車専用道路は3 m以上を原則とし、やむを得ない場合2.5 mとされ、自転車歩行者専用道路は1993年以降、自転車専用道路より広い4 m以上とされております。

高浜市内の歩道で自転車が通行できるところにつきましては、道路交通法第63条の4で規定されております「道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき」となっており、碧南警察署で指定されている市内の道路は26路線（道路延長は22.5 km）で道路標識が設置され、自転車の通行が可能となっております。

市内の旧市街地の生活道路につきましては、一般的に6 m未満で、幅員が狭く、物理的に自転車の走行スペースを分離することが不可能な道路が多いところであります。自転車レーンの整備は、自転車事故を減らす方策ではありますが、そのためには既存の道路を拡幅しなければなりません。用地の買収や事業費の確保などは、土地権利者の理解・協力や財政的な負担の問題もあり、現実的には困難であると考えます。しかし、安全に通行するための適切な維持補修。これは段差を改修して自転車の転倒防止などがございますが。はもとより、必要に応じ自動車運転者への「自転車注意」看板など注意喚起による危険予防・回避の措置などの整備は必要であると考えます。まずは歩行者の安全を最優先とし、自転車、自動車が走行ルール、マナーを守り、お互いが譲り合う交通教育や啓発活動などソフト面での働きかけが重要だと考えております。

また、自転車安全教育の取り組みについてでございますが、交通弱者である子供や高齢者を対象に、碧南警察署、交通安全協会高浜支部を初め関係団体の協力のもと、交通安全教室を実施しております。平成23年7月に市内小学校の運動場で、シルバー人材センターでは6月に中央公民館駐車場で、自転車の安全走行に関する知識と技能を身につけるとともに、交通安全についての興味と関心を高めるため、碧南警察署交通課職員の講話や自転車の乗り方指導を実施いたしました。また、高齢者の交通マナーとルールの定着化を図り、高齢者の交通事故の抑止を目的とした平成23年11月に行われた「交通安全高齢者自転車愛知県大会」に参加するため、いきいきクラブの方に交通安全協会高浜支部の指導員による自転車の乗り方指導を中央公民館駐車場で、8月か

ら10月にわたり23回指導していただきました。今後も碧南警察署や交通安全協会高浜支部などの関係機関・団体と連携しながら、自転車安全教育の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、自転車保険の周知・加入促進についてでございますが、交通ルールを遵守して事故を起こさないようにするのはもちろんであります。それでもだれもが加害者になる自転車交通事故を起こしてしまうことがあります。このような場合、自動車と同様、刑事的に重過失致死傷罪などに問われ、民事的にも損害賠償請求をされる可能性があります。そうした方が一のときには、当然の責任として、被害者の方の受けた損害を賠償しなければなりません。自動車のように損害賠償責任保険に加入義務のない自転車の運転者は、損害賠償請求をされると多額の支払いを自己負担することになります。収入のない学生が加害者のときは、損害賠償金の支払いが大きな問題となります。

こうした損害賠償を確実に行うことができるようにするために、TSマーク制度や各保険会社の対人傷害等保険があります。「私だけは事故を起こさない」と過信せず、万が一の事故に備えて、保険には確実に加入しておくことは必要であると考えます。高浜市内の小・中学校では、「PTA安全互助会制度」で損害賠償任意保険に加入しております。

いずれにいたしましても、交通事故防止を図るためには、すべての市民が、交通事故の危険性を十分認識した上で、交通事故のない社会を目指し、交通事故を起こさない、交通事故に遭わないという意識を持っていただくことであります。そのためには、交通安全教育や交通安全に関する広報啓発活動を一層充実すべきであると考えます。

しかし、その方策が一時的な情報提供や呼びかけにとどまれば、効果は限定的となってしまいます。すべての市民が、みずから安全で安心なまちを構築していこうとする前向きな意識を持つようになることが重要であります。このようなことから、警察、交通安全協会高浜支部、高浜市交通安全指導委員会、学校、PTA、子供会、いきいきクラブ、町内会、市議会議員などの方々が、毎月10日、20日、30日に実施されております交通事故ゼロの日の交通安全指導や春、夏、秋、年末の交通安全週間で実施される街頭での交通事故抑止啓発活動に参加していただいていることに大変感謝いたしております。特に市議会議員の皆様には、早朝の一斉監視活動や交通指導での児童・生徒への声かけなど率先して行っていただいております。不審者対策や交通安全等の地域の安全の確保のために、これからもぜひともよろしくお願いいたします。

今後も交通安全推進協議会を中心に、碧南警察署、教育委員会、交通安全協会高浜支部、高浜市交通安全指導委員会などの関係機関・団体と連携しながら、さまざまな機会をとらえて、交通安全の周知に努めてまいります。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） どうもありがとうございました。

先に教育行政についてのほうの再質問をさせていただきます。

先ほど答弁にありましたように、1980年以降で年平均4人の死亡事故が発生している、こういった今答弁がありました。この数字についてどのような感想といたしますか、思われますか。

それと、ことしから、今話がありましたように、今回、長年の実績に基づいて両中学校では柔道を選択したとのことでありますけれども、この中で要するに剣道を取り入れるとか、そういった意見とか検討はあったのかどうか。

それから、高浜では、この必修化になる以前、ずっと以前から柔道に取り組んでおりますけれども、なぜ当初、剣道ではなく柔道を取り入れてきたのか。

それから、もう1点、近隣のそういった取り組み状況、これをお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 4点の質問であったかと思っておりますけれども、最初の死亡事故件数につきましては、非常に柔道特有のけがが原因で死亡ということで、数的には非常に多いというふうに認識をしております。

それから、2つ目の当初の剣道を取り入れる検討があったかどうかのお話でありますけれども、当初、柔道を始めたときには、柔剣道場というのがなくて、教室に畳を敷いて、実際に武道を指導していたということもありまして、教室では剣道というのは非常に狭くて難しいですので、武道で柔道が適当であろうということで柔道を始めたということがあります。

それから、近隣の今回の柔道の取り入れ方でありまして、この辺のエリアでいいますと、知立は先ほども出てきたかと思っておりますけれども、3校中3校は柔道。刈谷、それから安城につきましては、刈谷は6校ありますけれども、すべてが剣道、安城のほうも8校ありますけれども、これもすべてが剣道。それから、碧南市につきましては5校あります。こちらは5校ともすべてが柔道。それから、西尾市におきましては10校ありまして、そのうちの6校が柔道。少し遠くになりますけれども、みよし市につきましては、4校中の3校が柔道。岡崎市は全部で19校ありますが、そのうちの8校が柔道というような、そういう状況になっております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 今の今回の必修化に伴って、剣道を取り入れるとか、そういった検討があったのかどうかという、その答弁ちょっとなかったと思っておりますけれども。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） すみません。今回は剣道というような形の検討はしておりません。元来、ずっと柔道を選択しておりましたので、そのまま引き続き柔道というふうに学校側は選択したと、そういうふうに聞いております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 今度は指導者のこととお伺いいたしますけれども、今、両中学校で8名、

体育の指導者がおるといふことで、有段者が3名で、残りの5名もすべて柔道の指導経験があるとか、指導経験じゃなくて、要するにこの5名のうちで、学生時代、柔道経験者が何名みえますか。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 教員の8名のうちに、柔道をやっていたというのは1名です。現役
の教員になってから講習を受けて、段を取ったというのが2名。その他は段は取っていません
ので、教員研修の中の柔道の指導者研修会等で研修を受けた者が5名ということでありま
す。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 最初、全員が柔道経験者と思いましたが、指導経験がということ
で、ちょっと僕も勘違いしておりましたけれども、そういったことで、当然柔道を経験してい
れば、例えば学生であれば4年間とかありますけれども、指導だけで十分なんですか、こ
れは。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 現在、その辺が問題になっている点でありますけれども、指導計
画の中で、実際に中学校で指導する内容につきまして検討して、第1学年と第2学年につ
きましては、特に基本動作、礼儀作法、それから初歩の段階の固め技、そういったこと
の指導を行っておるわけで、実際に十分かどうかという御指摘で御心配な点はありま
すが、今までずっとやってきた中では、その研修の中で指導内容については十分に把握
できているということなんです。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ちょっと心配な面もありますけれども、きのう、浅岡議員のほう
からの一般質問で学年別の習得内容、こういった質問がありましたけれども、評価方法につ
いてお尋ねいたします。

当然体育とかスポーツにおいては、試合とか記録とか、こういったものが当然大いに参
考になるとは思いますが、こういったような観点から評価をなさるのか、お願いいたし
ます。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 評価につきましては、どの体育の領域もそうなんですけ
れども、評価基準というものを設定しております。この評価基準を設定して、それ
に対して絶対評価で評価していくということでもありますけれども、ちょっと専門的
になるんですけども、柔道の評価基準を申し上げますと、4つの観点で評価をして
いきます。1つ目は、礼儀作法を重んじて、この相手を尊重して、自分で自分を律
する態度をとると、こういうこと、つまりここが運動への関心、意欲、態度とい
う観点になってまいります。それから、2つ目が基本動作とか対人的な技能との
関連を図っている等の運動についての思考判断という観点。それから、3つ目が、
得意技で相手の動きに対して対応した練習とか試合ができるかという、つまり運
動の技能という観点。それから、最後、4つ目が、練習の仕方だとか、それから
練習の計画の立て方とか、そういったような

運動についての知識、理解、この4つの観点を総合的に絶対評価をしまして、総合評価をつけるというような評価の仕方をしております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 安全対策には、どれだけ力を入れても、入れ過ぎることはありません。

柔道の死亡事故が今クローズアップされる中、また柔道の必修化に伴い、本市の両中学校において、事故防止に向けて新たな取り組みを考えていればちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） ことし、先ほど来、答弁させていただいています教育基本構想、その中で、特にカリキュラムをつくっていく中で、この体育についても、新しい指導要領が行われるに従いまして、8領域について再度各学校で指導計画を再検討しております。

その中で、特にこの柔道につきましては、安全をどういうふうに重視していくかという、安全の徹底というんですか、事故が起こったときのマニュアルづくりも含めて、安全対策には十分にその力を入れていきたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

次の1問目、交通安全行政のほうについて再質問させていただきます。

さっき答弁がありましたように、自転車が行ける標識が今結構立っておりますけれども、中には、本当に歩行者と自転車がかろうじてすれ違えることができる、そういった程度の幅しかない、こういった標識が立っている道路もあります。

自転車が走行できる、歩道に走行できる基準というのは、こういった基準があるんでしょうか。

また、もう1点、当然市内には歩道がいっぱいありますけれども、その中で、今言った自転車が通行できる歩道というのは、どのくらいの割合でありますでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 都市整備グループ。

○都市整備G（杉浦嘉彦） 御質問のありました歩道の通行標識の設置基準でございますけれども、標識の設置基準につきましては、道路幅員が何m以上である場合という規制ではなく、車道の交通量が多く、自転車が通行すると危険な場合については、自転車歩道通行可の交通規制で警察のほうで指定をしております。

それともう1点の歩道通行標識が設置してある歩道の長さ、延長の長さについてでありますけれども、歩道全体延長が30.3km、歩道通行標識が設置してある歩道が22.5kmでありますので、全体の約74%が歩道が通行できる場所となります。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

先ほど答弁の中で、小学校とか高齢者の交通安全教室については答弁がありましたけれども、

中学生についてはどうでしょうか。といいますのは、やはり見てみますと、携帯電話を操作しながら、またヘッドホンを耳につけて音楽を聞きながら走っているのは、結構、中学生、高校生、多いと思います。そういった意味で、交通安全のマナーを徹底するのは、どちらかと言えば、やはり中学生か高校生のほうが大事じゃないかと思えますけれども、その辺の中学校、もしくは高校に対しての交通安全マナー教室、交通安全教室は、今どのように取り組みがなされているのかお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 都市整備グループ。

○都市整備G（杉浦嘉彦） 中高生の自転車の乗り方教育についてということでありませけれども、先ほど答弁させていただきましたが、交通弱者である子供、高齢者を対象に、自転車乗り方教室を開催しております。

中高生につきましては、今のところ自転車教室を開催する考えはございませんが、自転車の乗り方、マナーについては、警察を通じ啓発をしていきたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 特に学校のほうで、今、中学生ですけれども、特に乗り方というのも、やはりマナーについて、例えば学校のほうで、こういった特別な時間を設けてやっているとか、そういったものはありませんか、現状では。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 特に高浜中学のほうは、直線距離が2km以上が自転車通学の圏内になっていますので、年度当初に自転車通学者を集めて、通学のマナーに関しての指導は行っています。

ただ、それ以外の全校生徒を対象にした指導というのは、今現在は実施をしておりません。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ぜひとも、1年間に一遍ぐらい、特に今いろいろな自転車対歩行者の関連する事故が起こっておりますので、できればやはり時を見て、そういった中学生に対しても、特にマナーの面に対しての徹底というものを図ってもらいたいと思います。

それから、保険の問題ですけれども、自転車保険の問題でありますけれども、小・中学校は学校全体で入っておると。恐らく高校もそうだと思いますけれども、それ以外についての答弁がちょっとなかったもので、今、高浜市としては、このような周知、それから加入促進についての取り組みというのは、今どうなっておるのか。また、どういうふうを考えておられるのか。

○議長（鈴木勝彦） 都市整備グループ。

○都市整備G（杉浦嘉彦） 先ほど答弁させていただきましたが、被害者救済の観点から、保険加入を促進すべきであり、自転車の点検整備を行い、安全な自転車であると確認した際に張りつけするTSマーク制度には、賠償責任保険と傷害保険が附帯しているため、この制度の普及は重

要なものであると考えております。

また、警察庁のホームページにおいても、対人傷害等保険に加入しようとしていることから、保険の加入促進啓発については、今後の課題であると考えております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） よろしく願いいたします。

最後でありますけれども、自転車専用レーン、走行レーンの設置につきましては、道路幅との問題がありまして、現状では非常に厳しい、こういった答弁でありました。

しかし、歩行者、自転車、自動車の安全確保には、専用レーンの設置も、今後大いに検討されるべきであると思います。今後の都市計画、まちづくり計画においては、自転車利用の環境整備を十分配慮した施策を要望いたしまして、一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 以上で、通告による質問は終了いたしました。

これより関連質問を許します。質問は、1人1問、5分以内といたします。

なお、関連質問ですので、簡潔にお願いいたします。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） きょうの11番議員の質問について、各園、各小・中学校が一体になることが大事で、教育行政について、これまで閉鎖的であったことから、一貫教育をするんだというお話が出ましたが、小中一貫教育を行うと、閉鎖的ではなく、一体教育、一体的になるというのは、ちょっと短絡的ではないかと思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（岸上善徳） またそのようにとらえられると、短絡的で私どもも迷惑するんですけれども、一つの形として、私は新しい息吹ということを申し上げました。学校それぞれ、きょう柔道の選択等もそうですけれども、校長さんがそれぞれの学校というのをまとめ上げておると。これはいい意味でも、悪い意味でも形としてあります。

地域のほうから見れば、入りにくい。そういうような雰囲気等もあったように私は思っています。そういう観点からすれば、閉鎖的、そういうことがあったのではないのかなという見方をしておるといってございまして、まさにいろいろな皆さん御意見等も伺いながら、今、先生、それぞれ頑張っておみえになります。特に中堅の先生方が手薄になってきておる、そういう中にあって、新しい息吹といいますか、そういう学校評価関係も着実に成果をあらわしてきておるといって、そういうことを申し上げたということで御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） これまで閉鎖的であったというお話の中で、以前、ある校長先生が自分のところに来る幼稚園や保育園に出かけては、交流といいますか、校長先生はいろいろ交流を深

めているというお話を聞いたことがございます。そんな校長先生がみえるということは、子供たちにとっても、小学校に行くのに、随分印象が変わるのではないかと思っ、私は大変いいことだというふうにとめていたんですが、すべての学校が閉鎖的であったとは思っていませんし、閉鎖的であったとすれば、どこが閉鎖的で、どこが問題かというのをきちんと見分けるというのか、しなきゃいけませんし、それを一口に閉鎖的であったというふうにとめてしまうのは、非常に問題があるのではないかと思います、その点どうでしょう。

○議長（鈴木勝彦） 教育長。

○教育長（岸上善徳） 私、一切すべての学校が閉鎖的だというふうに言った覚えはございません。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに関連質問もないようですので、以上で関連質問は終了いたしました。

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、3月9日午前10時であります。

本日は、これをもって散会といたします。

午後2時22分散会
